

参 考 资 料

BCP 策定に係る QA 集（課題別一問一答）

1 業務実施体制

(1) 職員の参集や安否確認、職務権限に係る課題

Q1 迅速な職員の安否確認、参集が出来ないおそれがある。

A1 職員の安否状況等を迅速に確認するため、確認手順や報告様式を統一しておく。

Q2 職員の発災後の参集状況はどのように想定すればよいか。

A2 公共交通機関が停止すると仮定した上で、職員の居住地と参集場所までの距離と参集速度の設定から推定する方法等がある。

参集困難な職員もいることから参集要員は多めに指定しておくことが重要。

【箕面市の場合】

- 職員の参集状況は想定せず、「その時確保できる人員でできることを優先順位に従って行う」こととしています。（データとしては、全職員の徒歩での参集所要時間を緊急参集システムで把握しています。）
- 参集要員数については、箕面市のBCPは考えうる最大規模の地震を想定していますので、全職員を配備する設定です。（震度5弱以上で全職員を配備）

【豊中市の場合】

- 職員の参集状況は想定せず、「参集人数により着手可能な業務を想定しておく必要がある。」としています。

- ・豊中市のBCPは考える最大規模の地震・震度7を想定していますので、全職員を配備する設定です。（震度6弱以上で全職員を配備）

【四條畷市の場合】

- ・（企画担当）本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、参集予測や安否確認は地域防災計画に準拠することになります。（不文律）
- ・（防災担当）参集要員数については、震度4で全職員の1／2、震度5弱以上で全職員を配備します。（@地域防災計画）

【堺市の場合】

- ・BCP策定時に、全職員に対して大規模災害発生時の参集手段（徒歩・自転車）と、参集を妨げる要因（備蓄の有無、要援護者の有無等）のアンケートを実施し、職員の居住地データから職場への距離を元に、参集予測を算出しました。

Q3 優先業務を行う上で不可欠な協力事業者についても参集状況を推定する必要があるのか。

A3 協力事業者についても、参集推定を行うことが望ましい。個人情報等の関係で困難な場合は、職員参集推定の比率を用いることも有効。

【箕面市の場合】

- ・協定締結事業者についての参集推定は行わず、初動期の早い段階で市から事業者の出勤可能状況を確認する手順としています。（手順は実動マニュアルで規定）

【豊中市の場合】

- ・協定締結事業者についての参集推定は行なっていません。物資等調達グループが必要に応じて要請することになります。

【四條畷市の場合】

- ・本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、参集予測や安否確認は地域防災計画に準拠することになります。

- ・協定締結事業者についての参集推定は行わず、初動期の早い段階で市から事業者の出動可能状況を確認することになっています。

【堺市の場合】

- ・協力事業者の参集状況については、本市BCPでは考慮していません。
今後、そうした要素を追加する場合も、前述の算出予測数値を準用することになると考えられます。

Q4 事務を実施する決裁権者が死亡又は参集できない場合を想定してない。

A4 少ない職員でも効率的に非常時優先業務が実施できるよう、初動時に手順を示したマニュアルを整備しておくことが重要。

【箕面市の場合】

- ・市長（災害対策本部長）については、代理順位11位まであらかじめ指定しています。（@地域防災計画）
 - ・部局長クラスの場合は、部局の業務に関する決定権を持つレベルの役職者が代わることでとっています。（不文律）
- ※そもそも死亡や参集不可以外でも、災害対策が数日にわたれば交替要員が必要なので、権限の代理については常に予定しておく必要があると考えています。

【豊中市の場合】

- ・市長（災害対策本部長）については、代理順位5位まであらかじめ指定しています。（@地域防災計画）・以下箕面市と同様

【四條畷市の場合】

- ・本市BCPは、前述のとおり通常業務に特化した内容であるため、決裁権者不在時の取扱いについては、通常の事務決裁規定に基づくこととなります。
- ①市長（災害対策本部長）については、代理順位4位まであらかじめ指定しています。（@地域防災計画）
- ②本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した者をあてるこ

ととしています。（@地域防災計画）

【堺市の場合】

- ・ 決裁権者の不在の場合の対応については、本市BCPにおいても課題であると認識しており、今後、各局初動対応マニュアル等で検討を行っていきます。

Q5 部局間の職員動員の手順が定められていない。

A5 非常時優先業務に従事しない職員の応援先等を調整する手順（職員配置調整マニュアル）を定める等、迅速な職員の応援が可能となる体制を構築しておく必要がある。

また、職務権限については、災害時を考慮した複数の臨時代行者及び代行順序を具体的に定める。

【箕面市の場合】

- ・ 職員の参集先については、実動マニュアル等であらかじめ指定しています。
- ・ 災害規模が大きい場合は、全職員が災害対策業務に従事する前提ですが、部局ごとの職員参集状況や業務の進捗状況により一時的に過不足が生じる場合は、災害対策本部会議の決定により総務対策部が人員の再配分を行うこととしています。（@BCP）

【豊中市の場合】

- ・ あらかじめ災害対策業務に従事する職員と通常業務に従事する職員を指定しているが、部局ごとの職員参集状況や業務の進捗状況により一時的に過不足が生じる場合は、災害対策本部会議の決定により職員動員グループが人員配置の総合調整を行います。（地域防災計画、BCP、災害対応マニュアル）

【四條畷市の場合】

- ・ 部局ごとの職員参集状況や業務の進捗状況により、災害時に優先して行うべき通常業務の遂行に人員の過不足が生じる場合は、総務部長（人事を担当する部長）と行政経営室長（組織・機構を担当する部長）が連携し、職員の配置を調整することとしています。（@BCP）

【堺市の場合】

- 本市では本庁部局職員について、あらかじめ「職場参集」と「直近参集」を規定しており、大規模災害発災時には「直近参集」職員は、最寄りの区役所に参集し勤務することとなります。
- 部局間での人員の応援体制については今後の課題であると認識しています。

(2) 職員支援（職員用食料・仮眠スペース等）に係る課題

Q1 災害時には現状の備蓄食料では不足するおそれがある。

A1 計画的に備蓄数量を増やすことに努める。（大阪府では、災害時に災害対策を実施する大阪府全職員に職員用食料として保存用ビスケット2食分とボトル水2本（500ml）を25年度から5年間かけて購入予定）
また、各職員に食料と飲料水を個人ロッカーに備蓄するよう周知・奨励していく。

【箕面市の場合】

- 食糧、飲料水は、全職員の3日分を平成25年度から6か年計画で備蓄していくことになりました。（必要数は、職員数×参集割合予測[1日目5割、2日目7割、3日目9割]で算定。飲料水の備蓄には広域水道企業団からの配布分を含む。）
- トイレについても、発災直後に重要拠点となる主要施設（災対本部、市立病院等）にはマンホールトイレを備蓄します。
- “計画で予算を縛らない”ため、BCP策定当初には食糧備蓄計画等は盛り込まず、別途、予算査定の中で議論しましたが、方針決定後、BCPを改訂して職員支援について盛り込みました。

【豊中市の場合】

- 平成25年度に職員用備蓄として、備蓄水（4,000本）、カロリーメイト（4,000食）を購入します。（4,000は、職員数）

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、職員支援に係る事項の掲載はありません。
- 職員支援の役割を総務対策部（人事班）に付け「職員の食糧及び安全衛生管理に関すること」を事務分掌で決めております。（@地域防災計画）

【堺市の場合】

- 本市BCPにおいても、職員用食料・飲料水・仮設トイレの備蓄は課題であると記載しておりますが、具体的な備蓄計画・予算措置及び業務担当課については庁内で協議中です。

Q2 継続勤務のための職員の宿泊・仮眠室等の整備について確保されていない。

A2 庁舎の会議室等を活用する。また、適正な業務環境の確保を定めた（職員支援マニュアル）を作成していく。

【箕面市の場合】

- 職員の仮眠室を本庁舎内に、宿泊場所として本庁舎隣接の公共施設を確保しています。（@地域防災計画資料編）
- 職員支援の役割を総務対策部に付け、総務対策部の実動マニュアルでその手順を規定しています。

【豊中市の場合】

- 防災計画の業務分担によると職員動員グループが仮眠場所を確保するとしているが、具体的な場所は定まっていません。

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、職員支援に係る事項の掲載はありません。
- 宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設等を随時借り上げによって確保します。（@地域防災計画）

【堺市の場合】

- 特段本市BCPでは記載しておりません。実際には庁舎内の会議室等を利用することになると考えられます。
- また、庁舎近隣のホテル事業者と協定締結も検討しております。

Q3 職員はもとより来庁者の負傷対策は必要か。

A4 災害対策本部内での医療担当班や保健師が中心となって対応するなど事前に対策を考えておく。

【箕面市の場合】

- すべての負傷者は、避難所に開設する応急救護所で対応することにしています。
 - 本庁舎で発生した負傷者（職員、来庁者とも）であれば、最寄りの避難所（徒歩3分程度）で手当てを受けてもらいます。
- ※医療救護対策部や、保健師が多く属する保健福祉対策部には、他の重要な業務が割り当てられており、一部の負傷者に手を取られるのはリソースがもったいないと考えています。

【豊中市】

- 災害対策本部業務分担で職員動員班が編成され、被災職員の援助を行うこととなっているが、具体的には決まっています。

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、負傷者対策に係る事項については地域防災計画に準拠することとします。（不文律）
- ①すべての負傷者は、避難所に開設する医療救護所で対応することにしています。（@地域防災計画）
 - ②本庁舎で発生した負傷者（職員、来庁者とも）であれば、最寄りの避難所（徒歩3分程度）で手当てを受けてもらいます。（@地域防災計画）

【堺市の場合】

- 来庁者の負傷対策については特段BCPに記載はありませんが、避難所に開設する応急救護所での対応になると予想されます。

2 執務環境

(1) 庁舎・執務場所に係る課題

Q1 耐震設計されている庁舎は倒壊するおそれはないものの、揺れが大きくなる可能性がある。

A1 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ることやオフィスのロッカー等を固定することが重要。

【箕面市の場合】

- ハイロッカーには上置きを置き、転倒防止と収納スペースの確保を図っています。(阪神淡路大震災後の措置。その後増設されたロッカー類の転倒防止ができていないので、対応が必要。)
- 窓ガラスは、エコ対策として断熱フィルムが貼られており、飛散防止の役にも立っています。

【豊中市の場合】

- ロッカーの固定化や転倒防止、窓ガラスの飛散防止などはできていないので対応が必要です。

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、執務環境に係る事項の掲載はありません。
- 各課の執務室の整理・整頓に努めていくことにしています。

【堺市の場合】

- BCPにて、防災拠点施設内の備品類の固定が課題であるとまとめており、今後庁舎管理担当課にて、書棚、ロッカー等の固定を実施していきます。

Q2 庁舎の被災も想定する必要があるのか。

A2 BCPの検討では、行政自身の被災によるリソースの減少を考慮することが重要なポイントとなるので、想

定は必要。

【箕面市の場合】

- 庁舎の被災は想定していますが、その代替施設については固定化していません。消防本部、総合保健福祉センターなど複数の候補施設の被災状況を確認した上で仮庁舎とすることにしています。（箕面市の場合、津波リスクがないため、庁舎被災の想定は地震のみ。本庁舎が使用不能になる状況であれば、代替候補施設が使用不可能である可能性も高いため。）

※BCP策定当初は盛り込んでいませんでしたが、先般、BCPを改訂して、上記の考え方を追記しました。

【豊中市】

- 現行のBCPは、庁舎の被災を想定せずに策定しています。
- 防災計画では、代替施設の順位を定めています。（消防本部、上下水道局庁舎）

【四條畷市の場合】

- 本市については、地理的条件の異なる場所に支所があるため、本庁舎の被災時には、支所を代替施設として活用することも想定されます。

【堺市の場合】

- （区）災害対策本部となる本庁舎・各区役所の被災は想定しておりますが、現時点ではそれぞれの代替施設は規定しておりません。

Q3 庁舎の応急危険度判定が担当職員の不足により遅れるおそれがある。

A3 建築士会等民間機関からの応援体制の活用も一考。

【箕面市の場合】

- 災害対策拠点となる庁舎、施設についてはすべて耐震化済みであるため、応急危険度判定を行う手順は想定していません。
- 本庁舎以外では、初動期において目視で危険があると判断される場合は、施設自体を立ち入り禁止にすることとしています。@施設の防災マニュアル、地震時初動員マニ

ュアル)

【豊中市の場合】

- 災害対策拠点となる庁舎、施設についてはすべて耐震化済みであるため、応急危険度判定を行う手順は想定していません。
- 施設管理者は、施設の安全確認を行うこととしています。

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、庁舎の応急危険度判定に係る事項の掲載はありません。
- 府及び建築関係団体と連携して、応急危険度判定士の養成、登録を推進する。（@地域防災計画）

【堺市の場合】

- (区) 災害対策本部となる本庁舎・各区役所は耐震化済みのため、応急危険度判定の行う予定はありません。
- その他施設については、各施設所管課の初動対応マニュアルでの対応になります。

Q4 オフィス内のロッカー等の転倒、窓ガラスの飛散や書類の散乱などにより職員の負傷や片付けに時間を要す。

A4 執務室の使用不能に備え、代替の会議室や施設の利用について、事前に災害時の調整手順（庁舎設備・執務室等調整マニュアル）を定めておく。

【箕面市の場合】

- 土木部局など、災害対策のために必要な公簿が多くある場所は簡単に移転ができないので、ロッカー類の転倒防止、ガラスの飛散防止など予防に手を尽くすほうが合理的だと考えています。

【豊中市の場合】

- 簡単に移転できないし、適当な場所がないのが現状です。
- 箕面市と同様に予防を主に検討することとしています。

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、執務室に係る事項の掲載はありません。
- 各課の執務室の整理・整頓に努めます。

【堺市の場合】

- 庁舎管理担当課にて什器類の固定を取り進めています。

(2) 電力に係る課題

Q1 商用電源が回復するまでに非常用発電機の燃料が尽きるおそれがある。

A1 電力に不安がある庁舎での業務は、他庁舎等の執務室の使用など代替案を検討しておく。

【箕面市の場合】

- 市内のガソリンスタンドと燃料の優先供給協定を結んでいますが、それでも不足すると想定しており、初動期（1週間程度）は電力が一切無くても対応することを前提に実動マニュアルなどを作成しています。

【豊中市の場合】

- 第二庁舎にしかなかった自家発電機を、25年度に第一庁舎にも設置する予定です。

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、電力等の確保に係る事項の掲載はありません。

【堺市の場合】

- 一定量の非常用発電機用の燃料を災害対策本部となる本庁舎・各区役所に備蓄しています。
- 今後、備蓄燃料の稼働時間内に燃料を調達できる体制の構築に向け、各民間事業者との協定締結を進めていく予定です。

Q2 非常用発電機から供給される電力量について制限がある。

A2 業務に関係しない電気製品の使用を禁止する。

【箕面市の場合】

- 非常用発電装置に接続されているコンセントの数を限定しています。（ただし、平常時の停電に備えてOA機器等でこのコンセントを使用しているため、災害時には、それらのコンセントを使用しないよう指示が必要。）

【豊中市の場合】

- 非常用発電装置に接続されているコンセントの数が限られています。（災害対策本部となる会議室、執務室に配線されています。）

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、電力等の確保に係る事項の掲載はありません。
- 非常用発電機に接続されているコンセントの数を限定しています。

【堺市の場合】

- 現時点では特段の規定はありません。

Q3 非常用発電機から供給される非常用コンセントが明示されていない。また、燃料確保について業者と協定を結んでいるが、輸送方法について手順が決まっていない。

A3 非常用発電機能力の増強を図るとともに燃料の輸送方法等の手順を定めておく。

【箕面市の場合】

- 市立病院では非常用コンセントが明示されているので、本庁舎も見習わなくてはと思っています。
- 燃料輸送については、事業者側から搬入する協定になってはいますが、発災後1日程度で可能なかどうか非常に疑問です。が、市が燃料輸送のための車を用意することも困難なので、燃料の早期補給自体、過度に期待しない方向で考えています。

【豊中市の場合】

- コンセントや図面への明示、職員への周知が必要です。
- 電源や燃料の確保については、BCPで課題として検討することとしています。

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、電力等の確保に係る事項の掲載はありません。
- 市が燃料輸送のための車を用意することも困難なので、燃料の早期補給自体、過度に期待しない方向で考えています。

【堺市の場合】

- 現時点では特段の規定はありません。

(3) 上下水道（トイレ含む）に係る課題

Q1 上水道の停止時は高架水槽の残留水を使用するが、水量は限られる。

A1 残留水を有効に活用するため、使用トイレを制限するなど事前に決めておく。

【箕面市の場合】

- 本庁舎、重要拠点では、マンホールトイレをすみやかに設置し、庁舎内のトイレは使用禁止にします。（生活用水の備蓄ができないため、残留水が枯渇してから使用禁止にすると不衛生になる。）

【豊中市の場合】

- 避難所用に備蓄している仮設トイレを使用することとなる。職員用の備蓄はしていません。
- 職員用トイレの確保については、BCPで課題として検討することとしています。

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、上下水道（トイレ含む）に係る事項の掲載はありません。
- 残留水を有効に活用するため、使用トイレを制限するなど事前に決めておくことが重要です。

【堺市の場合】

- 本庁舎・各区役所にマンホールトイレを整備予定です。
- 庁舎内のトイレは使用禁止の対応になると想定されます。

Q2 下水道（トイレ）が使用できない場合に備えている簡易トイレの数量では不足するおそれがある。

A2 下水道（トイレ）は簡易トイレ備蓄量を増やし、汚物の処理方法についてあらかじめ決めておく。

【箕面市の場合】

- マンホールトイレは、敷地内にあるマンホール数の半分程度を備蓄しており、マンホールが一杯になったら、別のマンホールに引っ越すことにしています。（市保有のバキュームカーが1台しかないため、予備マンホールが必要）

【豊中市の場合】

- 避難所用に備蓄している仮設トイレを使用することになります。職員用の備蓄はしていません。
- 職員用トイレの確保については、BCPで課題として検討することとしています。

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定してい

るため、上下水道（トイレ含む）に係る事項の掲載はありません。

- 「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方」により市の備蓄する簡易トイレの数は備蓄しています。（@地域防災計画）

【堺市の場合】

- 本庁舎・各区役所にマンホールトイレを整備予定です。
- 職員用の簡易トイレ備蓄についても、庁内で協議中です。

3 各種情報システム、通信・ネットワーク等

Q1 情報センターに多くの情報システムサーバがあり、揺れによりサーバが損傷を受ける可能性がある。

A1 情報システム保守業者等と災害時に優先的な対応について契約書に記載しておく。

Q2 行政情報の基幹的ネットワークが損傷を受けた場合、各部局の情報システムの利用再開に遅れが生じるおそれがある。

A2 各種情報システムのサーバをより安全な場所へ移設するなどの抜本的な対応を検討しておく。

災害時優先電話について、電話機への表示とともに職員への周知を徹底。

PC・FAX等のOA機器について災害時使用機器を事前に定めておく。

非常時優先システム停止に伴う影響先への連絡、手作

業等の対応措置を定めた非常時優先システム対応マニュアルを作成しておく。

【箕面市の場合】

- 情報システムを使用する業務は、人の生死に直接かかわることがほぼないため、初動期のシステム復旧は重要視していません。（情報システムは動かない前提で手順を作るようにしています。）
- サーバルームは免震構造です。また、住民情報データは遠隔地保管しています。

【四條畷市の場合】

- 本市においては、基幹系住民情報システムをクラウド化しています。また、情報システムに特化したBCPを平成25年度中に別途策定する予定です。

【堺市の場合】

- 情報システム総括課にて、基幹システムサーバの遠隔地保管を実施しています。
- 発災時でも速やかな復旧が求められるシステムについては、各システム所管課に、保守契約に災害時の復旧対応を盛り込むように求めています。また、システムを使用せず、手作業にて業務を実施するための訓練・手順書作成等も検討しています。

Q3 大阪府防災情報システムは、災害直後から活用できると考えてよいのか。

A3 大阪府防災情報システムの通信は、一般回線ではなく、府の防災行政無線の回線を利用しているので災害直後から活用可能。ただし、市町村の端末が、正しく固定されていることが前提となる。

4 非常時優先業務について

Q1 非常時優先業務はどのように選定すればよいのか。

A1 一般的には、行政が果たすべき役割（責務）に影響の大きい、あるいは直接影響する通常業務・災害時対応業務を評価・検討して選定する。

※優先業務の選定については[参考資料3](#)を参照

【箕面市の場合】

- 箕面市では、大規模災害時には通常業務はすべて一斉休止することになっています。（災害対策として必須の業務は、すべて災害対策業務に含まれていると考えているため。ちなみに、通常業務の一斉休止は条例で規定。）
- 災害対策業務のうち緊急度が高いと位置付けたのは、「今すぐしなければ人が死ぬ（助かる人を助けられない）」業務、「今すぐしなければ被害が拡大する」業務（+それらの業務を行うために必要なバックアップ業務）です。

【豊中市の場合】

- 災害対応応急業務（地域防災計画「地震災害応急対策計画」における業務、「災害復旧計画」で挙げられている業務のうち被災者の生活支援等に供する業務）
- 継続通常業務（市民の生命・健康・財産を守る業務、市の意思決定に必要な業務など。）

【四條畷市の場合】

- 本市の場合、大規模災害発生時には全ての通常業務を一時的に中断することとし（@BCP）、その後の再開の手順として、通常業務に特化したBCPを策定しています。
- 大規模災害発生時には、地域防災計画及び新型インフルエンザ対策行動計画に定める応急復旧・復興業務に優先的にあたることとし、通常業務については市民の生命、生活に及ぼす影響の大きさを評価基準として優先順位をつけています。

【堺市の場合】

- 堺市では、各部局にて通常業務を精査し、それぞれの業務ごとに再開時期を検討しました。（本庁部局業務での通常業務実施率は24.8%、区役所では47.3%）

Q2 非常時優先業務の対象期間はどの程度に定めるべきなのか。

A2 想定する地震にもよるが、最大の被害を考えた場合、災害対応業務から通常業務への移行を考慮しても、少なくとも2週間、できれば1ヶ月以内に再開する業務を災害時優先業務と設定して、その再開時期・実施時期を検討していく。

5 その他事項

Q1 全庁のBCPと各部局のBCPをそれぞれ策定する必要があるのか。

A1 全庁BCPで全てを網羅できることが理想的だが、現実的には難しい。全庁BCPで市町村としての方向性・方針を明確に示し、各部局でその対策計画の事業化を図っていくことが望ましい。

【箕面市の場合】

- BCPは、市の災害対応のフレーム（「どういう状況で」「何を」「いつするのか」）を決めるもの、各部局はそれに基づいて実施手順（「どうするのか」）を作りこむという役割分担をしました。（各部局で作成したものは、BCPではなく「実動マニュアル」という名前にしています。記載のレベル感もBCPに比べるとかなり具体的です。）

【豊中市の場合】

- BCPは、市の災害対応のフレーム（「どういう状況で」「何を」「いつするのか」）を決めるもので、各部局にはそれに基づいて実施するためのマニュアル作成を依頼して

います。(あまり進捗していないのが現状です。)

- 専門性のある業務については、独自に BCP を作成するように依頼しています。

【四條畷市の場合】

- 情報部門については、別途情報システムに特化したBCPを策定することとしていますが、他の部門についてはBCPの趣旨を踏まえ、必要があると認める事項についてのマニュアルの整備を行うこととしています。

【堺市の場合】

- 本市では昨年度、全庁 BCP と 7 区役所のモデル版として堺区役所 BCP を作成いたしました。今年度、他 6 区役所で各区 BCP を策定するとともに、各部局単位では、BCP が定める方向性・方針に基づいて、各局初動対応マニュアルの策定に取り組んでいきます。

Q2 危機管理担当部署のマンパワー不足、ノウハウがなくてもBCPは策定できるのか。

A2 予算を確保し、専門家（コンサル業者）に外部委託する方法がある。ただし、丸投げにすることなく、内部作業と外部委託に分けて策定するなど、役割分担を考えて取組みを進める必要がある。

予算が無くてもBCP策定市（豊中市、四條畷市、箕面市）のノウハウや本手引書等を参考にとりあえず出来るところからBCPの作成を始めてみる。

【箕面市の場合】

- これまで他分野で計画策定や業務改革などに関わってきた職員が防災担当に異動し、防災体制の抜本的見直し、地域防災計画の改訂、BCPの策定など一連の業務を担当しました。
- (箕面市のBCPは独自性が強いのでお奨めしませんが、) 他自治体のBCPで気に入ったものを一つ決めて、そのとおりに真似て作ってみれば、その作業の中で、お手本

と貴自治体との差が見えてきますので、その差を解消する方法を一つ一つ考えていくと、一通りのものができると思います。（自治体の業務はどこもそんなに変わらないので、非常時優先業務などもまずは完全コピーして、違和感のあるところだけ変えれば十分です。）

- 「通常業務の優先再開レベル」については、策定済みの新型インフルエンザBCPを流用しています。（インフルBCPの業務の重要度は、もともと大規模地震時にも通用するものというコンセプトで整理していました。）

【豊中市の場合】

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ対策のためのBCPを作成していたため、多くのデータが活用できました。逆に災害対策BCPを作成すれば、インフルエンザ対策のBCPに活用ができます。

【四條畷市の場合】

- （企画担当）いつ、どの程度の災害が起こるのか全く予測が不可能な中、最も現実的であるのは、災害時に行政として必須である業務（応急復旧・復興及び通常業務）が一体何なのかということ事前に把握しておくことであると考えています。BCPとはこうあらねばならないということに固執しすぎると、作業が全く前に進まないということになりかねないので、まずは通常業務の優先順位づけから着手するというのも一手ではないでしょうか。

【堺市の場合】

- 本市では2カ年事業としてコンサル業者に業務委託を行いBCPを策定しました。
- 非常時優先業務の精査（業務の洗い出し・休止、再開時期の検討、従事人数算出）や全庁職員の参集予測の基礎となるアンケート実施、業務継続目標・フロー図作成等については、危機管理室より庁内各局の策定検討委員会を中心に照会・検討を行いました。

Q3 危機管理担当部署がリードしてBCP策定を行っているが、関係部局の防災意識の問題など、なかなか上手く進捗していない。

A3 トップの理解を得る。

職員への継続的な防災教育（説明会等）・各種訓練等を

通じて意識を高めてもらう。

全庁的な調整には総務部や政策企画部に協力をもとめることが非常に有効。

ロジスティック担当部局（人事・情報推進・庁舎管理・管財等）との調整会議の場を持つ。

【箕面市の場合】

- BCPはフレームを決めるものであるため、割り切って防災担当だけで策定し、その中身をマニュアルレベルにブレイクダウンする作業を全部局にしてもらうことで、庁内の意識がかなり変わりました。
- 各部局での実動マニュアルの策定にあたっては、防災担当からBCPのコンセプト説明を行うのみで、「どうすればいいのか？」と訊かれても、「その仕事のことを分かっているのは各部局。防災担当にわかるわけがない。」と一切答えませんでした。明らかに間違っている部分は後で指摘して修正してもらいました。また、不十分な部分は、訓練の際にあぶりだせるようシナリオを書き、各部局自ら気付くよう仕掛けています。

【豊中市】

- 「危機管理対策推進会議（議長＝市長、委員＝部長）」「同幹事会（委員＝各部総務担当室長）」などで危機管理対策に関して、情報共有・意思統一を図っているので、マニュアル・BCPの必要性などを説明しました。
- 「初動要員研修」「災害対応マニュアル研修」などの研修や「豊能地区3市2町合同防災訓練」「災害対策本部運営訓練」などの訓練で職員の防災意識の高揚に努めています。
- 箕面市と同様、各部局業務多忙の中の作業となるため、できるだけ負担をかけないよう様式の統一や簡素なやり方を検討する必要があります。

【四條畷市の場合】

- （企画担当）本市の場合は、通常業務の優先順位づけを各課とのヒアリングの中で実施したため、その中で非常時を想定したシュミレーションを行い、課題を共有できたという意味では一定の研修効果もあり、防災意識の向上にも少し寄与できたのではないかと考えています。
- （防災担当）大地震発生直後における市職員の基本的な災害対応能力の向上を図ることを目的とした職員図上訓練を平成24年12月に実施し職員の防災意識の高揚を

図りました。

【堺市の場合】

- 本市 BCP でも各部局での BCP に対する意識レベルの差が問題となりました。
- 各部局より局総務担当課補佐を中心に「BCP 策定庁内検討部会員」を選出して頂き、局内の調整は部会員を中心に担って頂いておりました。
- 災害対応業務では普段の事務分掌に記載のない業務が発生するため、明確に担当局が定まっていない業務、複数局で連携が必要な業務は、取りまとめに苦慮しました。昨年度末に、BCP を策定するスケジュールがあったため、最終的には関係局の部会員を中心に、コンサル業者を交えてヒアリングを行い、他先進市の事例等を参考にひとまず BCP 上の担当部局を設定し、実際の初動対応については、今後各局で作成する初動対応マニュアルの中で検討していくこととなりました。

Q4 BCP 策定について外部委託を予定しているが、補助金をもらえる方法はあるのか。

A4 現在のところ補助事業ではないので、市町村内部で予算要求していくしかない。

Q5 災害発生時のマスコミが対応、問い合わせ対応についてどうすればよいのか。

A5 マスコミや市民等からの問い合わせへのあいまいな対応が現場での大きな障害となる。

災害対策本部での報道対策班や市民等からの情報収集にあたる情報対策班が連携・協力し、庁内で情報共有をしてワンストップの的確な回答に努めることが重要。

【箕面市の場合】

- あらかじめ「災害広報責任者」を選任し、報道機関との窓口となることを定めていま

す。（@地域防災計画）

- 「災害広報責任者」は、普段からマスコミ対応している広報部門の幹部職員を充てています。
- 市民からの問い合わせについては、市民窓口対策部で一元管理することにしており、市民窓口対策部には、災対本部室から定期的に最新情報をフィードバックする手順を規定しています。（@実動マニュアル）

【豊中市の場合】

- マスコミ対応は、統括チーム広報グループ（広報広聴課）が担当します。（防災計画）
- 市民相談は、市民相談班（市民相談班）が相談班の編成、窓口開設を行います。（防災計画）

【四條畷市の場合】

- 本市BCPは、非常時における通常業務の優先順位付けに特化した内容で策定しているため、マスコミ対応及び市民からの問合せに係る事項については地域防災計画に準拠することになります。
- 各部からの災害情報の報道依頼は、総務対策部秘書広報公聴班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼します。（@地域防災計画）
- 市民からの問い合わせについては、必要に応じて市役所等に特別相談窓口を開設します。（@地域防災計画）

【堺市の場合】

- 本市では単費事業にてBCPを策定しました。
- 報道対応については、災害対策本部の事務局となる危機管理センターの広報班（広報課所属職員を中心に構成）が一元的に対応することとしています。